

## ○つながる一むの使用及び減免について

### 1. 利用にあたっての注意事項

- ①各部屋の使用は、香美市立図書館の開館時間内に限ります(火水木金:10時から19時、土日:10時から18時)。
- ②使用料は1時間単位の料金とします。使用料は前納とし、徴収した使用料金については使用時間に関わらず還付は行いません。
- ③使用時間の中には、準備及び片付けに要する時間を含みます。
- ④他の使用団体がいない場合に限り、使用の延長をすることができます。ただし、使用延長した場合は、30分ごとに超過料金がかかります。
- ⑤連日仕様の場合、閉館時間以降、翌開館時間までの使用料は徴収しません。(連続使用は6日まで)
- ⑥つながる一むを、パーティションで仕切って使用する際、使用時間が重なった場合は、音響設備の使用を制限することがあります。
- ⑦図書館及び他のフロアへの影響があると認められる場合は使用を断る場合があります。(大きな音の出る楽器の練習など)

### 2. 使用が許可できない基準

- ①もっぱら営利を上げることが目的として、物品を販売したり、入場料を取って興行を行ったりする時。  
(事業実施に必要なテキストの販売、材料費の集金等は該当しない)
- ②特定の政党が主催する特定政党員のための集会及び会議等を行うとき。
- ③宗教団体の布教活動と認められるとき。
- ④公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- ⑥施設又は設備器具等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ⑦その他、香美市教育委員会が不相当と認めるとき。

### 3. 減免の基準

#### 全額免除

- ①図書館が使用するとき。
- ②図書館が共催する事業に使用するとき。
- ③香美市若しくは教育委員会が主催する事業に使用するとき。
- ④香美市若しくは教育委員会が共催する事業に使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき。
- ⑤国又は地方公共団体が使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき。
- ⑥個人または団体が、読書活動を推進する事業に使用し、教育委員会が必要と認めるとき。

#### 半額免除

- ①香美市に活動の拠点を置く団体若しくは個人が、図書館の設置の目的に合う事業に使用するとき。